

N a d c a p 認証取得支援金交付要綱

第1 趣旨

公益財団法人南信州・飯田産業センター理事長（以下「理事長」という。）は、長野県内企業の新たな航空機関連産業への参入を支援するため、N a d c a p 認証の取得に取り組む事業所に対し、支援金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

第2 定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者、または、長野県の航空機産業の振興に資すると認められる製造業者をいう。
- (2) N a d c a p 認証とは、P R I（Performance Review Institute）が認定する国際航空宇宙産業特殊工程認証プログラムをいう。

第3 支援対象者

本要綱の第2項に定める県内事業所とする。

第4 支援対象期間

支援金交付指定日から平成31年3月15日までとする。

第5 支援対象経費

別表に掲げるとおりとする。

第6 支援限度額及び支援率等

支援額は、支援対象経費の総額の2分の1以内とし、上限額は150万円とする。

- 2 前項により算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって支援金の額とする。

第7 交付の指定

支援金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、交付指定申請書（様式第1号）に必要書類を添付して提出し、理事長の指定を受けなければならない。

- 2 理事長は、申請内容を学識経験者等の審査により、適当と認めたときは、交付通知書（様式第2号）により、指定を行わなかったときはその旨を、当該申請をした者に通知するものとする。

第8 交付の指定の条件

次に掲げる事項は、交付の指定をする際の条件となるものである。

- (1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、当該各号に定める届により、遅滞なくその旨を理事長に届け出なければならない。

ア 助成事業の内容を著しく変更しようとする場合、または事業に要する経費合計を増額しようとする場合・・・事業変更届（様式第3号）

イ 助成事業を中止し、または廃止しようとする場合・・・事業辞退届（様式第4号）

(2) 支援事業の指定、確定等に当たり、支援事業者名、住所を公表することを了承すること。

(3) 次に掲げる事項の一に該当する場合は、指定取消等通知書（様式第5号）により、当該支援金の交付の指定を受けた者に通知し、支援金の交付の指定を取り消すことができる。

ア. 支援事業を中止し、または廃止した場合

イ. 虚偽の申請及び報告を行った場合

ウ. (1)、(2)の各項の条件に反する場合

第9 交付の申請

支援金の交付の申請をしようとする者は、認証を取得した日から30日を経過した日又は取得した日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第6号）に必要書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

第10 交付の決定及び支援金の額の確定

理事長は、第9の申請を受けたときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ現地調査等を行う。これにより、支援金の交付指定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付の決定及び支援金の額の確定をし、支援金交付決定通知書兼支援金の額の確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

第11 支援金の支払い

支援金の支払は、第10の規定により交付すべき支援金の額を確定した後に、これを行うものとする。支払を受けようとする者は、支援金交付確定通知書を受領した日から起算して5日以内に、請求書（様式第8号）を理事長に提出しなければならない。

第12 立入検査等

助成事業の適正を期すために、理事長が必要と認めるときは、公益財団職員は支援事業者に対して報告させ、支援事業者の事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問することができる。

附 則

この要綱は、平成29年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月27日から施行する。

別表

支援対象経費

内 容
(1) N a d c a p 認証取得に関わる ①申請料 (申込料) ②審査料 (書類審査、予備審査、本審査の各審査費用) ③認証料 (初回登録料) ④更新料 (中小企業基本法 (昭和 38 年法律第 154 号) 第 2 条第 1 項に規定する中 小企業者以外は、補助対象外とする。) ⑤翻訳料 ⑥通訳料
(2) N a d c a p 認証取得のための コンサルティング費 内部監査員養成研修費

①上記 (1) の①、②、③、④における支援対象経費は、平成 31 年 3 月 15 日までに支払いが完了した事業経費とする。

②上記 (1) の⑤、⑥及び上記 (2) の支援対象経費は、平成 31 年 3 月 15 日までに事業が完了し、支払いが完了した事業経費とする。